

2011年6月3日

沖縄県土木建築部港湾課 御中

「中城湾港泡瀬地区公有水面埋立免許変更申請」に対する意見

氏名 花輪伸一

(WWF ジャパン自然保護室)

連絡先 〒105-0014 東京都港区芝 3-1-14

日本生命赤羽橋ビル

電話 03-3769-1711

意見の内容

環境アセスメントについて

1. 東部海浜開発事業の目的および土地利用計画は、過去の「国際交流リゾート拠点の形成」から、現在の「スポーツコンベンション拠点の形成」へと、まったく異なるものになっている。また、工事区域も第 区域の埋立を中止し第 区域のみの埋立へと大きく変更が行われている。したがって、事業内容の大幅な修正にあたり、環境への影響については、再度、環境影響評価法に基づく環境アセスメント手続きを行ってから、公有水面埋立免許の変更申請を行うべきである。
2. 「環境保全に関し講じる措置を記載した図書」では、過去の環境アセスメントおよび追加調査の結果をもとに、対象事業の実施区域とその周辺の概況、環境影響の予測と評価、環境保全措置等について述べている。しかし、過去の環境アセスメントからの引用では、1995年などの古いデータが使用されている部分もあり、現状における環境影響の予測と評価、環境保全措置を論じるための根拠としては不適切である。「環境影響の予測と評価」では、埋立面積が187ヘクタールから95ヘクタールへと、92ヘクタール減少することによって、工事および存在・供用のどの段階においても、大気質、騒音、振動、水質、底質、生物、生態系、人と自然の触れ合い、歴史・文化環境のどの項目についても、埋立による環境影響は軽微で相当程度保全されると結論づけられている。しかし、科学的で適正な分析にはなっておらず、次のような問題を含んでいる。

(1) 過去の環境アセスメントでは、 区については埋立で消失するとして影響予測と評

価が行われていなかった。新たな計画では、区は埋立てられるが、区は自然環境が残される。しかし、区の埋立工事、埋立地の存在と供用により、区的环境と生物、生態系への影響について、調査、予測、評価がなされていない。したがって「影響は軽微、相当程度が保全される」という結論には根拠がない。

- (2) 埋立地の存在による砂の流動の変化について、予測、評価が行われていない。区の埋立護岸の存在により、すでに、海草藻場に砂が溜まり被度が低下するという変化が起きていることから、潮流の変化と砂の流動の変化について調査し解析すべきであるが、それがなされていない。
- (3) コアジサシは砂浜や埋立地（一時的）で繁殖するが、新港地区での航路浚渫や区の埋立によって、潮流や砂の流動に変化が起こり、繁殖場所の砂地に影響を及ぼす可能性がある。しかし、この点に関する予測と評価はなされず、営巣地として利用可能な場所が周辺に広く分布するから影響は軽微であるとしている。これは好適な営巣場所の条件に関する調査を行わずに述べた希望的観測に過ぎない。好適な営巣場所がなくなれば、好適でない場所でも営巣せざるを得なくなり、そこでは繁殖率や巣立ち率の低下が起き、いずれ営巣場所を放棄する可能性がある。
- (4) シギ・チドリ類への影響については、濁りについてのみ検討され、底生動物などの採食場所への影響は工事区域周辺に限られたため、軽微であるとしている。しかし、埋立地の存在、供用による潮流や砂の流動の変化、有機物の堆積と富栄養化などについては、調査、予測、評価とも行われていないことから、シギ・チドリ類の食物となる底生生物の動向については何も触れられておらず、影響は軽微と結論づけることに根拠はなく科学的ではない。
- (5) 埋立用の砂は、合計 538 万立方メートルとされ、このうち 102 万立方メートル（約 20 パーセント）は他の地域から購入することになっている。他の地域、海域からの海砂の移動は、採集海域の海底環境を破壊し劣化させるだけでなく、海砂とともに持ち込まれる投入海域の生物相を攪乱する可能性が高い。この点に関する調査、予測、評価はまったく行われていない。

防災について

3. 地震、津波、高潮、台風、集中豪雨などの自然災害について、どのような予防措置を取っているのか、記述されていない。沖縄島沖の琉球海溝を震源とする地震が発生した場合、東海岸では数メートルから 20 メートルを超える津波が予想されていることから、防災計画は不可欠である。しかしながら、埋立地の地盤高は、新たな計画では、ふ頭用地などでは、埋立土砂の減少により以前の計画（C.D.L. + 5m）より 1 メートルも低く設定（C.D.L. + 4m）されており、防災に関する意識が欠落していると言わざるを得な

い。

経済的合理性について

4. 新たな埋立計画は、経済合理性の疑わしい沖縄市の計画をそのまま認めたものであり、平成 30 年の沖縄県への観光入域客数を 850 万人、沖縄市への観光客数を 68 万人、東部海浜地区（泡瀬）には 41 万人が訪れ、述べ利用者数は年間 415 万人に達するとしている。しかし、この予測は、近年の観光客数の減少を無視しており、算定方法に統計学的根強が乏しく、明らかに過大である。過大で根拠の乏しい観光客数にもとづいて算出されたホテルやスポーツ、ショッピングセンター等の施設の需要も同様に過大であり、企業進出数や利用者数、収益、沖縄市の財政負担についても多くの問題を含んでいる。スポーツ施設もショッピングセンターも、すでに沖縄市内にも隣接する市にも設置されている。したがって、生物多様性に富む泡瀬干潟を埋立て、近隣の自然環境へも影響を及ぼして新たな埋立地を造成し、スポーツ、ショッピング施設等を建設しても、経済効果は上がらないと考えるのが妥当である。むしろ、コスト・ベネフィットが引き合わず、巨額の赤字が自治体に残る可能性が高く、経済合理性があるとは言えない。経済合理性がないので公金支出を認めなかった前計画に対する確定判決を再確認するべきであり、第三者の専門家による検証を行ってから、埋立変更申請を行うべきである。

泡瀬干潟の特性と価値について

5. 泡瀬干潟とその周辺の特性および生物多様性については、これまでの多くの調査研究で実証されてきたように、科学的な価値、生物多様性および自然資源としての価値、普及教育上の価値、観光レクリエーション等の価値など、多様な価値を持っている。生物多様性条約第 10 回締約国会議では「愛知ターゲット」が採択され、議長国である日本はその実現に大きな責任を負っている。海域の生物多様性の保全は、国際社会では大きな責務となっており、政府と自治体、そして地域住民は、率先して行動しなければならない。生物多様性の宝庫である泡瀬干潟を、科学的で国際的に通用する環境アセスメントを行わず、経済合理性を合理的に検証しないまま埋め立てることに、私たちは、大きな疑念を持ち異議を唱えている。泡瀬干潟の地球レベルの価値について言及していない埋立免許変更申請には、合理性も正当性もないと言える。

以上